高松国税局からのお知らせ

納税の猶予に「特例(特例猶予)」が創設される予定です!

▶詳しくは、リーフレットをご覧ください

最新の情報はこち



納付相談や猶予申請に当たってのお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、「3つの密」を避けることが強く求められており、納付相談や猶予申請に当たっても、税務署の窓口混雑を防止するため、次の点について、税理士の皆様にご協力をお願いします。

1 ご相談

①一般的な質問

国税庁ホームページのFAQをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf

②猶予申請書

様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。 記載方法は、国税庁ホームページの「申請書の書き方動画」をご覧ください。 (法案成立後掲載予定)

③電話相談

「高松国税局猶予相談センター 087-806-0040」までご相談ください。 【受付時間】 9:00~17:00(土日祝日を除く。)

2 申請書の提出

e-Tax による電子申請又は郵送による申請をお願いします。

O e-Tax による特例制度の猶予申請方法
ステップ1 国税庁ホームページス は e-Tax ホームページ から「猶予申請書」様式 (Excel 版)をダウンロ ードし、猶予の対象となる る国税等、所定の項目を 入力の上、PDF ファイ ルの形式で保存します (従来の猶予申請と手続 方法が異なります。)。 メステップ1で作成した 電話番号等の基本情報を 入力します。 メカします。 メカします。 メカレます。 メカレます。 メカレーン 大口の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の